

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ① 池田町の人口構造、産業構造

池田町の人口は昭和 30 年の約 17,000 人をピークに減少が始まり、最近 10 年間でも毎年約 100 人ずつ減少している (H20.3 末:8,132 人→H30.3 末:6,825 人)。人口の減少とともに少子高齢化と生産年齢人口の減少が著しく加速しており、ここ 10 年間で高齢化率は 32.35%から 41.89%に上昇する一方で生産年齢人口が人口に占める割合が 56.04%から 49.70%に減少した。池田町全体では今後も少子高齢化が続き、全ての世代が減少すると予測されている。

産業構造を土地利用形態からみると、池田町は十勝平野の東端に位置し、町の総面積 37,191ha で丘陵部が面積の約 65%と占めているが、残り約 35%の平野部は畑作・畜産を中心とした農地が広がる農村地帯である。

次に従事者数でみると、第 3 次産業（サービス業その他）が最も高く 57.48%となり、次いで池田町の主力産業である第 1 次産業（農林漁業）が 25.06%、第 3 位が第 2 次産業（建設業、製造業）17.46%となっている（平成 27 年国勢調査）。

##### ② 事業所数の減少と高齢化

池田町においては、人口減少や後継者不足により地域経済を担う町内商工業者数も減少している (H21.4:316 事業所→H30.4:283 事業所 池田町商工会調べ)。

事業所数の減少とともに経営に携わる者の高齢化が進んでおり平成 27 年国勢調査において池田町の管理的職業従事者数の平均年齢は 61.93 歳となっており、今後数年内に多くの経営者が引退年齢を迎えることが見込まれる。

##### ③ 池田町の中小企業者の実態等

池田町においては主力産業の農業が地域経済を強くけん引しており、それに付随する農畜産物の加工製造業等については業績を伸ばしている傾向にある一方で、人口減少と高齢化の影響が町内の中小企業者、特にサービス業においては後継者不足や販売業績が低迷しているなど、今後、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧され、新たな人材の育成や本町にある豊富な地域資源を活用した農商工連携等を進めていく必要がある。

## (2) 目標

池田町内の中小企業において、生産年齢人口の減少や高齢化が進んでも労働生産性を維持するために早急に先端設備の導入を進めるよう促していく必要がある。

労働生産性の向上を図るためには税制の優遇措置や既存の町融資制度や利子補給制度といった町独自の助成制度等により、事業者の設備投資に対する意欲を喚起させ、且つ、支援していくことが必要であることから生産性特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備導入を促すことで地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

池田町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言い難く幅広い設備において生産性の向上を図る必要があるため、本計画において対象とする設備は生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

池田町は3つの市街地で形成され、それぞれの地域で多くの小売業やサービス業、飲食業が営まれているほか、複数の製造業等の工場が2カ所の工業団地に立地している。

その市街地の外周を囲むように農業や林業が営まれ、それに付随して農産加工品等の製造販売や農業機械整備事業者等が点在している。

これらのことから、町全域において生産性を向上させる必要があることから池田町全域を本計画の対象地域とする。

### (2) 対象業種・事業

町内全域に多種多様な業種を営む事業者が存在していることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ITツール導入による業務効率化や付加価値向上、省エネルギーの推進など多種多様であることから本計画において対象となる事業は労働生産性が年率平均3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

##### (1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

##### (2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。